

18 防災・減災、国土強靭化の推進

1 土木施設の防災・減災、国土強靭化の取組の強力な推進

【提案内容】

提出先 内閣官房、財務省、国土交通省

近年、激甚化・頻発化している自然災害による被害の防止・最小化を図るため、インフラの機能強化や、災害時に命を守るための体制強化等、5か年加速化対策に基づき、防災・減災、国土強靭化の取組を引き続き、強力に推進していく必要があることから、十分な支援を行うこと。

また、対策に必要となる予算を安定的に確保するとともに、補正予算については円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講じること。

さらに、5か年加速化対策後においても、国土強靭化基本法に基づく「実施中期計画」を策定し、引き続き必要な予算を別枠で確保すること。

◆現状・課題

近年、全国各地で甚大な水災害、土砂災害が頻発しており、令和元年の台風第15号や第19号では、本県でも記録的な暴風や大雨をもたらし、県内全域にわたって甚大な被害を発生させた。

また、昨年は関東大震災から100年を迎えるにあたり、今年元日には最大震度7を観測する能登半島地震が発生するなど、大規模災害への危機意識が高まっている。特に本県は、首都圏に位置し、人口、資産、交通網等が集積しており、ひとたび発災すると被害の影響が大きいことから、自然災害への備えを加速させることが急務となっている。

国においては、平成30年度の「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」、令和2年12月の「5か年加速化対策」により対策を強力に推進しており、令和5年6月には国土強靭化基本法を改正し、「加速化対策」以降も継続的に対策を推進することとしている。

本県でも、令和2年2月に近年の水災害における課題や教訓を踏まえた「神奈川県水防災戦略」を定め、河川、道路、砂防、海岸及び下水道といった土木施設の防災・減災、国土強靭化の取組を強力、かつ、重点的に推進しており、令和5年3月には、事業内容を充実させるとともに、計画額を5割増とする改定を行い、更なる対策強化を行っている。

また、大規模地震に対しては、平成27年に公表した本県の被害想定を最新の知見に基づき見直すとともに、減災目標の達成に向けて重点的に取り組む対策を定めた新たな「神奈川県地震防災戦略」を令和6年度に策定することとしている。

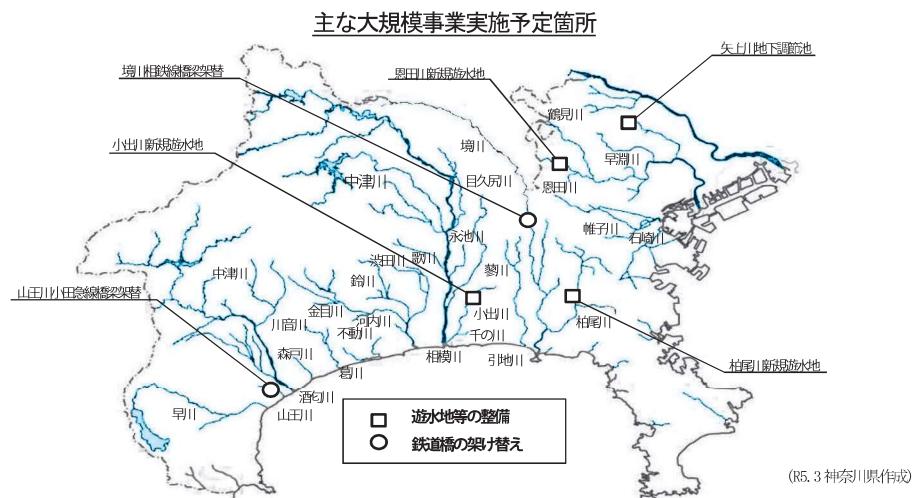
こうしたことから、今後、本県における取組を推進していくためには、「5か年加速化対策」及び国土強靭化基本法に基づく「実施中期計画」に基づく十分な予算措置を含めた国の支援が不可欠である。

【河川】

本県では、「5か年加速化対策」により、河川のハード・ソフト対策を集中的に推進しており、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性が軽減されるなど、一定の効果が現れているが、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、更なる水災害への対応力の強化に向けて、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への転換を進めている。この取組を本格的に実践していくに当たっては、まずは、河川の整備等のハード対策をより一層加速させる必要があり、「柏尾川新規遊水地」の整備や河川の拡幅に伴う「境川相鉄線橋梁の架け替え」等の大規模事業をより強力に進めていくとともに、堆積土砂の掘削や樹木伐採に着実に取り組んで

いく必要がある。また、ソフト対策としては、引き続き市町村等の要請を踏まえ、円滑な避難のために、水位計や河川監視カメラの増設などを進める必要がある。

こうした河川のハード・ソフト対策の推進には、引き続き、「5か年加速化対策」及び「実施中期計画」に基づく十分な国の支援が不可欠である。



【道路】

本県では、「5か年加速化対策」により、緊急輸送道路における土砂崩落対策などの整備が進み、一定の効果が発現されているが、近年の激甚化・頻発化する気象災害や切迫する首都直下地震等の発生に備えるため、更に対策を加速化させる必要がある。

また、道路は、国民経済・生活を支える基幹的なインフラであり、大規模災害時においても経済活動を機能不全に陥らせないために、県内の道路ネットワークの被害を最小限にとどめ早期に復旧させるための対策が求められている。

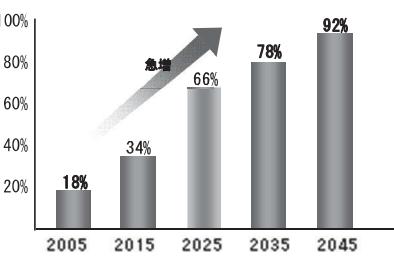
そこで、高速道路や国道における道路施設の防災・減災対策などを強力に推進するとともに、本県及び市町村が進めている橋りょうの耐震補強、道路斜面の土砂崩落対策、無電柱化、道路ネットワークの機能強化、道路（橋りょう、トンネル、舗装等）の老朽化対策などを推進するため、「5か年加速化対策」及び「実施中期計画」に基づく十分な予算措置を含めた継続的な国の支援が必要不可欠である。



橋りょうの耐震補強（相模川）湘南大橋



道路ネットワークの機能強化（県道42号（藤沢座間厚木））



【砂防】

本県では、「5か年加速化対策」により、土砂災害防止施設の整備や土砂災害警戒区域等の見直しを集中的に進めており、一定の効果が現れているが、近年、激甚化・頻発化する土砂災害への対応力の強化に向けて、より一層の推進が必要である。

特に、都市部の住宅地周辺に多くののがけ地を抱える本県では、ハード対策として、令和5年度からがけの高さの要件が緩和された「まちづくり連携砂防等事業」を積極的に活用し、施設整備に取り組んでいるところであるが、未だ多くの対策が必要なのがけ地が存在し、急傾斜地崩壊対策事業による施設整備を更に加速させる必要がある。

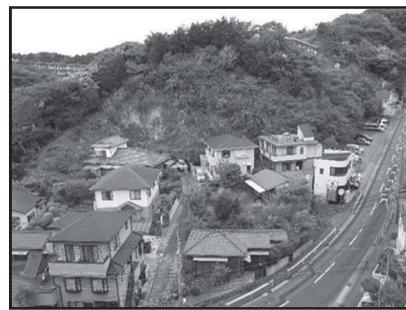
また、ソフト対策では、土砂災害に対する警戒避難体制の整備のため、土砂災害警戒区域等の宅地開発等に伴う地形改変を踏まえた見直しを計画的に進めていく必要がある。

こうした「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策の推進には、引き続き「5か年加速化対策」及び「実施中期計画」に基づく十分な国の支援が不可欠である。

横須賀市、逗子市で活用



「まちづくり連携砂防等事業」活用状況



対策が必要なのがけ地



急傾斜地における宅地開発状況
(土砂災害警戒区域等の見直しが必要となる)

【海岸】

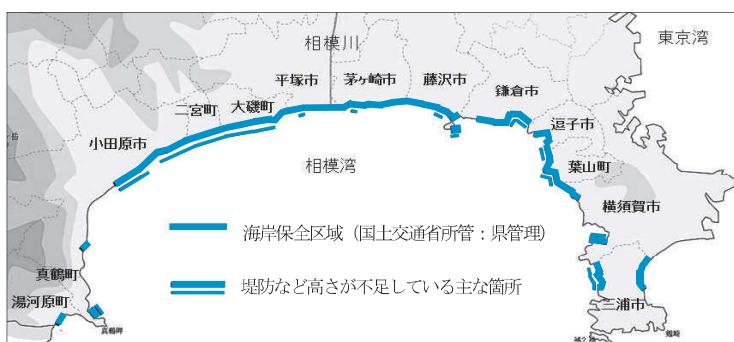
本県では、発生頻度の高い津波や高潮などに対応したハード対策として、基本的な方向性を示した海岸保全基本計画を策定し、整備を進めているが、堤防などの高さが不足している延長は、全体約50キロメートルのうち約4割に相当する。

そうした中、国が策定した「5か年加速化対策」により、これまで度々、越波が発生した湯河原海岸などにおいて、事業を大幅に進捗させてきたが、小田原海岸などでも、近年の強大な台風の高波によって、家屋等に被害が発生しているため、引き続き「5か年加速化対策」及び「実施中期計画」に基づく十分な国の支援が不可欠である。

また、ソフト対策として、最大クラスの津波・高潮に対して、県による津波災害警戒区域や高潮浸水想定区域の指定、及び市町によるハザードマップの作成など警戒避難体制の強化を図るためにには、国の支援が不可欠である。

海岸保全区域における要整備箇所

小田原海岸国府津地区の整備状況



(B6-3 神奈川県調べ)



整備前の台風における高波の状況



1. 5mの嵩上げ整備後

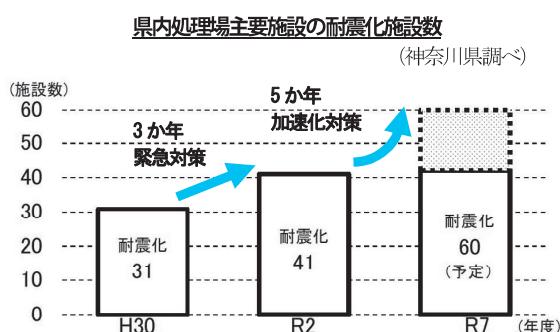
【下水道】

本県では、国土強靭化地域計画により、下水道施設の耐震化及びネットワーク化に重点的に取り組んでおり、国の「3か年緊急対策」及び「5か年加速化対策」により、耐震化事業を着実に進めてきた。

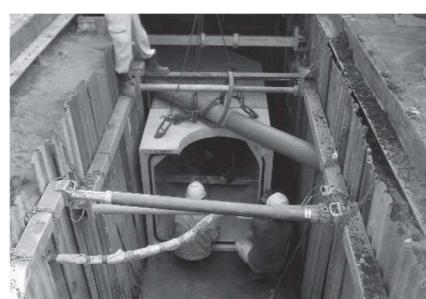
下水道は、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全、浸水の防除など、重要な社会インフラとして役割を果たしており、大規模地震が発生した場合でも下水道機能を継続するため、下水を取り込み、処理、消毒、放流に係る主要施設の耐震化を、更に加速化させる必要がある。

また、県内市町村では、主要施設の耐震化に加えて、近年激甚化・頻発化する風水害への対応として、流域治水の考え方のもと、下水道における内水浸水対策の強化が求められている。

こうした対策の推進には、引き続き、「5か年加速化対策」及び「実施中期計画」に基づく十分な国の支援が不可欠である。



下水道における内水浸水対策



◆実現による効果

ハード・ソフトの両面から対策を推進することにより、自然災害から「県民のいのち」を守るとともに、県土の災害対応力の強化が図られる。

(神奈川県担当課：県土整備局道路管理課、河港課、砂防課、下水道課)

2 風水害対策の支援強化

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省、気象庁

- (1) 近年の風水害での対応と避難の状況を検証し、より効果的な気象・避難情報の伝達方法や、**住民の避難意識を高める普及啓発を強化すること。**

◆現状・課題

令和元年房総半島台風や東日本台風、令和2年7月豪雨など、数十年に1度と言われるような豪雨や台風などの異常気象が続く近年の気象状況等を鑑みると、大規模水害は毎年発生すると認識し、風水害対策を強化することが急務である。

本県では、風水害対策を加速させるため、「水害からの逃げ遅れゼロ」を目標の1つとする「神奈川県水防災戦略」を令和2年2月に策定し、また、令和5年3月にはこの間の政策環境の変化に対応するために改定したところであるが、住民の避難意識を高めるためには、今後も継続的な普及啓発が必要である。

また、近年の災害の教訓を踏まえ、令和3年5月に改正された災害対策基本法により、避難勧告と指示が一本化されるなど、新たな警戒レベルが策定されたところであり、こうした制度について、理解が進むよう、普及啓発の強化が必要である。

◆実現による効果

避難意識を高める普及啓発の強化により、住民が気象や避難情報について、正しく理解することで、適切な避難行動につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (2) 令和3年5月の災害対策基本法の改正により、風水害における広域避難を進めるための規定整備が図られたことを踏まえ、国のリーダーシップによる広域避難体制の整備を進めるとともに、**地域における広域避難の検討の促進が図られるよう、実現可能な広域避難に関する分かりやすいガイドラインの策定を進めるなど、広域避難対策の更なる強化に取り組むこと。**

◆現状・課題

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、災害発生前の事前協議手続や、国の非常災害対策本部の設置など、風水害における広域避難を進めるための規定が整備されたが、地域における広域避難の検討が促進されるよう、国主導による広域避難を推進する体制や役割などを明確にするとともに、広域避難を呼びかける情報発信や、移動手段の確保、要配慮者への対応など、具体的な手順、内容などを示した、わかりやすいガイドラインを国が示すべきである。

◆実現による効果

広域避難に関する具体的なガイドラインが示されることで、各地方自治体による広域避難対策の取組の促進につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (3) 災害救助法の適用に当たって、被災市町村間の支援格差が課題になるような場合、**県内一律に適用できるようにするなど、客観的かつ弾力的な適用基準を構築すること。**

◆現状・課題

災害救助法の適用に当たっては、いわゆる4号基準による都道府県の判断による適用が可能だが、被災状況などから法適用できない市町村もあり、被災市町村間の支援格差や不均衡が生じることとなる。

◆実現による効果

客観的かつ弾力的な適用基準の構築により、被災者にとって公平感のある支援につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (4) 被災者の生活再建に向けた支援制度について、民間保険とのバランスも考慮し、現行の現物給付に加え、**現金給付や使途を限定したクーポン券での給付を認めるなど**、制定から70年が経過する**災害救助法の見直し**や既存制度の統合も含めた抜本的な検討を行い、被災の実情に応じた適切で不公平感のない**救済制度を創設**すること。

◆現状・課題

被災者の生活再建への支援については、複数の法制度、交付金制度など、趣旨の異なる制度が混在しているため、被災者や被災自治体にとってわかりにくく、また、救済される被災者も限定され、地方自治体によって支援に格差も生じることになる。

また、みなしあ応急仮設が主流となっている実態や物資の調達環境の変化などを踏まえ、現物給付を前提とした災害救助法について、現金や使途を限定したクーポン券の給付も認めるなどの抜本的な見直しが必要である。

◆実現による効果

現行制度の整理とともに、全国統一的な支援制度を構築することで被災者のすみやかな生活再建や安定した暮らしの確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

3 津波防災地域づくりに係る支援の充実強化

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省

- (1) 津波災害警戒区域の指定が進むよう、財政的支援、技術的支援及び津波防災に関する普及啓発など、市町における警戒避難体制の整備に必要な各種支援を充実すること。

◆現状・課題

本県では、平成27年3月に津波浸水想定を設定、公表し、市町においても、津波ハザードマップを作成、配布するなど、県と市町が連携して津波対策を推進しているものの、警戒避難体制を一層強化するためには、津波災害警戒区域の指定を更に進めていく必要がある。

◆実現による効果

津波災害警戒区域の指定により、基準水位の設定、指定避難施設等の整備及び避難促進施設における避難確保計画の策定等の具体的な津波対策が促進され、警戒避難体制の強化につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

(2) 津波避難施設の構造要件に係る検証について、財政的・技術的支援を拡充すること。特に、許容浸水深表による新たな簡易基準が策定されたものの、市町等が行う検証は、多額の財政負担が発生することから、検証を確実に実施できるよう財政措置を講じること。

◆現状・課題

東日本大震災では、津波により多くの建築物が被害を受けたことから、津波に対する建築物の構造耐力上の安全性確保が一層求められ、平成23年12月に、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」(国土交通省告示第1318号)が定められた。津波避難施設全般について、通知等により上記告示に基づき構造要件を検証することが求められていることから、津波避難施設の整備を進めるためには、検証への財政的・技術的支援が必要である。

◆実現による効果

検証が進むことにより、構造要件上の安全性が確保された津波避難施設の整備が促進され、最大クラスの津波に備えた避難場所の確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

4 箱根山火山の観測体制の強化

【提案内容】

提出先 気象庁

箱根山火山について、県民、観光客の安全・安心の確保のため、ひずみ計や磁力計の設置による観測体制の充実強化や、既に提供されている観測データの解析等について技術的支援を行うこと。

◆現状・課題

箱根の大涌谷周辺では、平成27年4月以降、火山性地震の増加が見られ、同年6月には、小規模な水蒸気噴火が発生し、初めて噴火警戒レベルが3に引き上げられた後、噴火警戒レベルが1に引き下げられた。その後、令和元年5月に、再び噴火警戒レベルが2に引き上げられ、現在は噴火警戒レベルが1に引き下げられているものの、山体膨張や一時的な地震数増加等の火山活動が引き続き観測されている。住民のみならず、年間約2,000万人に及ぶ観光客の安全・安心を確保するためには、継続的な火山活動のモニタリングが必要である。そこで本県では、温泉地学研究所による観測体制の強化に努めているところではあるが、国においても、ひずみ計や磁力計の設置による観測体制の充実強化が必要である。さらに、協定により共有されている、国が持つ地震や地殻変動などの広域的な観測データに基づく、火山活動の解析や共同研究の更なる充実強化が必要である。

◆実現による効果

本県が取り組んでいる箱根山の火山防災体制の充実により、県民や観光客の安全・安心の確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

5 大規模地震対策

【提案内容】

提出先 内閣府

現在国において見直しが進められている南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定について、能登半島地震の課題や教訓の検証結果を踏まえ、被害想定の手法や考え方を速やかに示すこと。

◆現状・課題

国において進めている南海トラフ巨大地震の被害想定については、中間的な試算が行われているものの、能登半島地震の発生を受けて、結果の公表が遅れしており、新たな想定手法についても示されていない。また、首都直下地震については、平成25年以降、特段、新たな被害想定は実施されていない。

本県では、平成27年3月に公表した「神奈川県地震被害想定調査」及び平成28年に策定した「神奈川県地震防災戦略」について、地震防災をめぐる環境、政策動向の変化を反映した上で、令和5、6年度の2箇年をかけて再調査及び改定を実施することとしており、能登半島地震の課題等の整理結果や、南海トラフ地震・首都直下地震の被害想定手法及び今後の減災目標についても、国の考え方を参考に進める必要がある。

◆実現による効果

国としての今後の減災目標の設定の考え方などを示すことで、大規模地震の発生に備えた地震防災対策を、早期に推進することができる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

6 地震観測体制の確立及び地震調査研究の充実

【提案内容】

提出先 文部科学省、国土交通省

地震観測体制の確立と更なる地震調査研究の充実を図ること。特に、南関東地域について、充実強化を図ること。また、東京湾及び相模湾における津波観測網の整備を推進すること。

◆現状・課題

地震の発生につながる異常な現象の観測・評価に基づく避難・警戒体制の確立に向け、南関東地域について、観測網及び調査研究を充実強化する必要がある。また、津波からの避難時間を確保するため、G P S波浪計や水圧式津波計等の沖合津波観測設備の充実を図る必要がある。

◆実現による効果

南関東地域の観測網等の整備により、相模トラフ沿いで発生する大規模地震による津波から住民が避難する時間の確保など、人的・物的被害の軽減につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

7 災害時のトイレ対策の充実強化

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省

被災者の健康に直結し、災害時における深刻な課題となるトイレ対策について、地方自治体が取り組む避難所や家庭における簡易トイレや携帯トイレ等の備蓄や整備に対して財政支援の充実を図ること。

また、大規模災害発生時に被災地に仮設トイレやトイレカーを配備できるよう、全国各地からの調達体制を構築すること。

災害時には、ライフラインの被災により水洗トイレが使えなくなること、携帯トイレ等の備蓄の必要性、簡易トイレの作成方法などに関する普及啓発を強化すること。

◆現状・課題

阪神淡路大震災や熊本地震、西日本豪雨など、過去に発生した大規模災害では、断水や停電、下水処理施設やし尿処理施設の機能停止等により水洗トイレが使用できなくなり、トイレ不足が深刻化する事態が繰り返し発生しており、令和6年元日に発生した能登半島地震でも、被災地における断水の長期化により、水洗トイレが使用できないことが課題となっている。

トイレが不足することで、避難者は飲料水や食事の摂取を控え、体調の悪化を招き、ひいては災害関連死につながることが懸念されるなど、災害時のトイレ対策は極めて重要である。

一方で、家庭における携帯トイレ等の備蓄は進んでいないとのデータがあり、災害時のトイレ問題に関する意識や知識の不足が懸念されている。

こうした状況を踏まえ、本県では、家庭や避難所における簡易トイレ等の備蓄の促進や、在宅避難に備えた備蓄の重要性、及び、身の回りの物品を活用した簡易トイレの組み立て方法等に関する普及啓発などを強化する「災害時トイレプロジェクト」を推進しているが、いつ発生してもおかしくない大規模災害への備えとして、トイレ対策を加速させるためには、地方自治体が取り組む災害用トイレの整備への財政支援や、災害時のトイレ対策の重要性に関する国民への広報・普及啓発などについて、国が強力に推進する必要がある。

◆実現による効果

災害時にも平時と同じようにトイレを利用できることで、避難者の健康面の問題や避難先の衛生面の問題の発生を防ぐことができる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

8 防災におけるDXの推進

【提案内容】

提出先 内閣府、デジタル庁、消防庁、文部科学省

A I を始めとしたデジタル技術の進展が著しい中、防災における先端技術の活用は、防災体制の強化を図る上で必須の課題であることから、次とおり、国として課題解決に向けた取組を行うこと。

- (1) 全国統一の防災情報システムの構築に向け、国は、検討状況などを積極的に情報提供するとともに、**地方自治体のシステムの現状・取組を把握しながら段階的に取り組むこと。**
- (2) また、システム構築に当たっては、都道府県間のみならず、災害対応に關係する市町村や消防、警察、自衛隊等の機関の**情報収集・共有が図れるように標準化すること。**
- (3) 都道府県や市町村では、A I を始めとしたデジタル技術を避難対策等に活用する試行的な取組が進められているが、**災害対応のためのシステムの高度化についても標準化ができるよう制作指針を示すなど、全国統一のシステム構築に努めること。**
- (4) 整備・運用に要する費用は、**国において財政措置を行うとともに、地方自治体独自の取組に配慮し、開発・社会実装を進めること。**
- (5) 現在国では、マイナンバーカードと専用アプリを活用し、避難者の把握と管理を行うシステムの開発を行っているが、**デジタル技術を避難者の管理や避難所運営に活かす仕組みについて、全国標準のシステムとして統一化を図ること。**
また、**地方自治体がシステムを導入する際には、整備・運用費用について財政支援措置を講じること。**

◆現状・課題

A I を始めとしたデジタル技術の進展が著しい中、国においても複数省庁で、マイナンバーカードの普及・活用に向けた取組を進めており、これら先端技術の防災分野への活用は、今後の防災体制の強化を図る上で必須となる課題である。

今後、発生が見込まれる広域的かつ大規模な災害に対応するためには、気象や被災状況等のデータとデジタル技術を活用し、災害対応業務のプロセスや災害情報収集・共有のスキームを変革し、災害対応力を強化する視点が必要である。そのためには、現在、各地方自治体が独自に取り組む、防災情報システムの整備の更なる進展や、マイナンバーカードと連携した住民の避難対策へのデジタル技術の活用、さらに、広域応援を想定した技術・システムの標準化等の促進が極めて重要である。

現状、民間のアプリケーションを含め様々なシステムが乱立しているが、システムの連携が取れていないことや各機関における情報共有に課題がある。また、県防災情報システムの構築や更新、高度化及びランニングコスト等の費用に多大な負担が生じている。加えて、防災部局にデジタル人材がおらず、デジタル技術を活用した防災対策の検討及び推進が困難である。

◆実現による効果

国全体の防災体制の強化の促進につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

9 福祉避難所開設に係る体制構築

【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省

能登半島地震における被災自治体の福祉避難所の開設状況について、国が主体となって把握し、課題について検証すること。

また、検証結果をもとに、福祉避難所の広域的な支援体制を構築すること。

◆現状・課題

東日本大震災や熊本地震では、避難生活等が原因で亡くなる災害関連死者数の多さが問題となった。特に高齢者や障がい者などの災害時に配慮が必要な要配慮者が、適切な支援を受けられず、十分な生活環境が整備されたとはいえない避難所での長期避難生活により、心身の健康を害する事例が多くみられた。

そうしたことから、平時から、市町村において、要配慮者の避難場所として福祉避難所の確保が進められているところであるが、令和6年1月に発生した能登半島地震では、施設が被災して使用できない、支援者が確保できない等といった理由により、福祉避難所が想定通り開設できない状況が生じた。石川県は、福祉避難所等の2次避難所へのつなぎの施設として1.5次避難所を開設したが、移行先の2次避難所が確保できない状況が長期化し、多くの避難者が滞留していた。

同様の事態は今後の災害においても発生しうると懸念されるため、能登半島地震における福祉避難所の開設等の状況把握と課題分析をしっかりと行い、都道府県をまたぐ福祉避難所の広域的な支援体制の構築など、被災地において要配慮者が適切な支援を受けられるよう、対策を講じる必要がある。

◆実現による効果

高齢者や障がい者などの災害時要配慮者が、安全安心して避難生活を送ることができ、災害関連死等の二次被害を防止することができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局地域福祉課)

10 国民保護体制の充実強化

【提案内容】

提出先 内閣府、防衛省

国際情勢が著しく悪化する中、県民等の不安を抑える適切な情報発信に努めるとともに、我が国の安全・安心に影響を与える事態に対しては、影響が最小限となるよう、訓練や資機材整備、避難体制整備等への支援の充実など、あらゆる対策を講じること。

- (1) 緊急一時避難を含めた避難施設について、国有施設を積極的に開放するとともに、鉄道事業者等の地下施設の指定が進むよう、民間団体への働きかけを強化すること。また、事故や損害発生時の責任や補償について統一的な考え方を検討し、基本指針等で明示すること。
- (2) 「避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下施設に避難する」との国の方針について、緊急時に指定の有無にかかわらず民間を含めた施設管理者の協力が得られるよう、基本指針に明示するとともに、周知を徹底すること。
- (3) 避難の長期化も見据えた備蓄の整備、避難施設の運営方法などについて検討の上明示すること。
- (4) 避難施設の表示を導入する場合は、全国で統一的に整備されるよう、国が財政負担を行うとともに、詳細な整備や設置基準を定めること。また、国が主導し、施設管理者や県民等への周知を徹底すること。
- (5) 昨今の国際情勢を踏まえ、将来のシェルターの整備も含めた実効性のある避難施設のあり方について検討するとともに、具体的な整備に当たっては、財政負担や民間の理解・協力の促進等、国が主導的に進めるここと。
- (6) Jアラートの情報収集・解析精度の更なる向上に努めるとともに、Jアラート発令時の対象エリアの住民の対応等を検証し、適切な安全確保行動に関する普及啓発を徹底すること。

◆現状・課題

北朝鮮は、世界の懸念を無視した弾道ミサイル等の発射を繰り返し、昨年は国内でJアラートが複数回発令する事態となった。また、2年前から続くロシアによるウクライナ侵攻や、激化する中東情勢など、引き続き情勢の悪化に伴う我が国への影響が懸念される。このような武力攻撃事態等において国民の生命、身体及び財産を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施に向けて、国においては、万全の体制を整備する必要がある。

避難施設の指定推進には民間施設の指定が重要であるが、合意が得やすい公的施設の指定に留まりがちで、本県として指定が進んでいない現状がある。そのため、国有施設を積極的に開放するとともに、国において、国が推奨する地下街、地下駅舎などに加え、民間の堅ろう施設、地下施設などの指定を広く働きかけ、人口に対するカバー率を上げていく必要がある。

民間施設の指定に際し、施設の運営方法や、事故等で損害が発生した場合の責任、補償などへの懸念を解消していく必要がある。

緊急時に避難施設としての指定の有無にかかわらず、民間を含めた施設管理者の協力を得られるようにするために、国が避難行動として国民保護ポータルのQ&Aで示す「避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下施設に避難する」との考え方及び方針を、基本指針に明示するとともに、周知を徹底する必要がある。

緊急一時避難施設については、備蓄や長期化した場合の運営など、国に統一的な対応の考え方を求める必要がある。

避難施設の表示を導入する場合は、混乱が生じないよう、財政負担や普及啓発、統一的な整備基準の作成など、国の主導の下で進める必要がある。

弾道ミサイルから身を守るために有効な堅ろうな地下施設が不足する実態を踏まえ、シェルターの整備も含め、国において実効性のある避難施設のあり方を検討する必要がある。

令和4年10月のJアラート発令時には誤って東京都島しょ部にも発令され、令和5年4月の発令時は、落下の可能性なしと訂正されるなど、国民に混乱が生じたことを踏まえ、Jアラートの情報収集・解析精度の更なる向上に努める必要がある。併せて、Jアラート発令時に、対象地域の住民が避難行動をとっていない状況が報じられる中、発令時の避難行動を検証し、適切な避難行動に関する普及啓発につなげる必要がある。

◆実現による効果

国民保護のための措置の的確かつ迅速な実施に向けての万全の体制を整備することができる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

11 災害時の死者に関する氏名等公表の方針整備

【提案内容】

提出先 内閣府

災害時の死者や行方不明者の氏名等公表についても、安否不明者と同様に國の方針を示すこと。

◆現状・課題

災害時における安否不明者の氏名等の公表については、各地方自治体において、それぞれの個人情報保護条例を踏まえつつ、全国知事会において作成された「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」も参考しながら、災害の状況や被災者の事情等に応じて判断されているところである。

そのような中、令和3年度の個人情報保護法の改正（令和5年4月1日施行）により、地方自治体の個人情報保護制度を取り巻く環境が変化するなか、デジタル庁の「デジタル・防災技術ワーキンググループ」において、防災分野における個人情報の取扱いに関する指針について、提言がなされたところである。

これをきっかけに、令和4年3月から内閣府防災が主催の「防災分野における個人情報に関する検討会」が開催され、個人情報保護法及び災害対策基本法等の適切な運用等により、個人情報の適正な取扱いを図り、人の生命、身体又は財産の保護を最大限図るという前提に基づき、令和5年3月に「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が示された。

この指針では、個人情報保護法第2条第1項に「『個人情報』とは、生存する個人に関する情報」と規定されている点から、死者の情報については取り扱わないとしている。死者の情報も速やかに公開すべきという意見がある一方で、遺族等に配慮し公開を慎重にすべきという意見もあり、各都道府県の対応が分かれている状況を鑑みると、災害時における死者や行方不明者の氏名等の公表についても、安否不明者と同様に方針を示す必要がある。

なお、日本新聞協会でも、安否不明者の情報について国の指針を評価する一方で、死者の情報について「人的被害についても報道機関に対して迅速・詳細な情報提供が行われるよう、さらに取り組みを進めるよう求める」との意見書を国に提出している。

◆実現による効果

国が方針を示すことによって、災害時の統一的な対応が期待できる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)